

求職活動中の方を応援します

離職によって住居を喪失
又は
そのおそれのある方へ

奈良県の中和福祉事務所・
吉野福祉事務所管内にお住まいの方
(山辺郡、生駒郡、磯城郡、宇陀郡、
高市郡、北葛城郡、吉野郡
(十津川村を除く))

住居確保給付金は家賃の 相当額を支給する制度です



支給額	1人世帯	33,000円
	2人世帯	40,000円

上記の金額を上限として、家賃相当額（管理費・共益費等を除く）を支給します。

※世帯員の人数や月収入額によって、支給額が異なりますので、支給額についてはお問い合わせください。

支給方法	大家・不動産業者等へ直接振り込みます
------	--------------------

支給期間	原則3ヶ月（最長9ヶ月）
------	--------------

（就職活動を誠実に継続し、一定の条件を満たす場合、3ヶ月の延長及び再延長できる場合があります）

※対象者には要件がございます。要件については裏面をご覧ください。

住居確保給付金の申請先【お問い合わせ先】

奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター

相談用フリーダイヤル ☎0120-85-1225

場所 奈良県社会福祉総合センター1F（橿原市大久保町320番11）

相談日時 月～金 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）